

平成 29 年度

# 事業計画書

公益社団法人 千島齒舞諸島居住者連盟

## 取組方針

北方領土がソ連に不法占拠されて以来、長い年月が経過したが、故郷の島々の祖国復帰は実現せず、元島民はすでにその多くが他界し、生存者の高齢化も進んでいる。

去年は、ロシア大統領が来日し首脳会談が開催され、領土問題の解決に向けた期待が高まったが、その具体的な道筋などが示されることはなかった。政府においては、今後、「新しいアプローチ」に基づきロシアとの交渉を進めていくことにより、四島の帰属の問題を解決し、平和条約の締結を目指すこととしている。

当連盟としては、政府の外交交渉を後押しするため、引き続き返還要求運動に取り組むとともに、領土問題に関する国民の理解をさらに深めるため、各種の啓発事業や元島民とその後継者による語り部の活動を進める。

また、財産権の不行使や残置財産に関することをはじめ、元島民等の援護問題について引き続き検討するとともに、昨年の中脳会談において示された、自由な墓参や故郷訪問のための改善が早期に実施されるよう関係機関に働きかける。

さらに、今後の活動を進める上で極めて重要な課題である後継者の育成に取り組むとともに、会員の加入促進に努める。

これらを踏まえ、平成29年度は、次の事業に重点的に取り組むこととする。

- 1 北方領土返還要求運動
- 2 北方領土問題に関する啓発活動
- 3 元島民等の援護対策
- 4 北方四島訪問事業（墓参、自由訪問、四島交流）
- 5 後継者の育成

# 1 北方領土返還要求運動の推進

## (1) 北方領土返還要求署名運動の推進

### ア 署名活動の推進

北方領土の早期返還を求める国民世論の結集を図るため、行政をはじめとする関係機関や北方領土返還要求署名運動推進会議、都道府県民会議、北方領土返還要求運動連絡協議会等の関係団体と連携を図り、署名運動を推進する。

### イ 国会請願及び政府・国会議員等への要請

北方領土返還要求署名として寄せられた国民の意思が一日にも早く達成されるよう、国会法第79条の規定に基づき衆・参両議院へ請願を行う。

また、道及び関係団体とともに北方領土問題の早期解決について、政府及び国会議員等に対して要請を行う。

## (2) 北方領土問題早期解決の要請

北方領土の早期一括返還、元居住者の権益保護、後継者の育成強化などについて、「別紙要望項目」に基づき政府及び国会議員等に要請を行う。

## (3) 北方領土問題に関する研修

### ア 北方領土問題セミナー

北方領土問題に対する理解を深めるため、北方領土問題の歴史的経緯や現状等について、報道関係者の講演などのセミナーを開催する。

- ・開催地 札幌市
- ・開催期日 4月25日(火)
- ・参加対象者 元島民、元島民後継者及び一般住民

### イ 北方領土問題地域学習会

北方領土問題への理解と認識を深めるため、全国の千島連盟各支部において、元島民等や地域住民を対象に講演会又は元島民等による「語り部」を行う地域学習会を開催する。

- ・開催支部 オホーツク支部、十勝支部
- ・開催時期 9月～12月
- ・参加対象者 元島民、元島民後継者及び一般住民

### ウ 指導者養成研修会

北方領土問題の現状、返還要求運動のあり方、当連盟の実施事業等について協議検討し、北方領土問題について一般国民の理解と協力を得ることを推進するため、研修会を開催する。

- ・開催地 札幌市
- ・開催期日 5月30日(火)
- ・参加者 各支部長及び事務局長並びに当連盟役職員

## (4) 北方領土関連資料の収集・保存

元島民等が所有する北方領土に関する写真等を収集・保存するとともに、墓地や元居住地などの情報を収集し、自由訪問等で撮影した写真を基に、それらの記録を報告書として作成し自由訪問事業等で活用するほか、広く国民に知ってもらうためホームページに掲載する。

また、北方領土の文献や資料の収集・整理を行い、その資料の有効利用を図るため、千島

会館等の関連施設において展示などを行う。

## (5) 地域活動の推進

千島連盟の各支部において、それぞれの地域で実施している北方領土返還要求運動推進事業に対し支援を行うため、活動交付金を交付する。また、青年部を設置している支部に対しては、後継者による返還要求運動を推進するための活動交付金を交付する。

## (6) 北方領土返還要求運動各種大会等への参画

関係機関及び関係団体が実施する北方領土返還要求運動に積極的に参画し、国民世論の高揚を図る。

# 2 北方領土問題に関する啓発

## (1) 啓発活動の推進

### ア 各種啓発事業の実施

地域住民等の北方領土問題への理解と関心を高めるため、千島連盟の各支部を中心とした各地域において、「語り部」による講演会、小中学生の北方領土体験、パネル展示など各種啓発事業を実施し、北方領土問題の啓発活動を推進する。

### イ 啓発推進員の配置

地域住民等の北方領土問題への理解と協力を得るため、北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）を中心に「啓発推進員」を配置し、啓発活動や元島民及び後継者の返還要求運動への参加促進などを推進する。

- ・配置支部 函館、オホーツク、釧路、別海町、中標津、標津、羅臼、富山

## (2) 広報紙の発行

会員をはじめ一般国民に対する情報提供を行うため、北方領土返還要求運動や啓発事業、自由訪問事業、墓参事業などのほか、外交交渉の動向等、北方領土に関する内容の記事を掲載した広報紙を発行する。

- ・発行回数 年3回
- ・配布先 会員及び関係機関、団体等のほか、希望する一般住民

## (3) 「北方領土の語り部」事業

### ア 語り部の育成

元島民後継者が元島民の北方領土への思いや体験を語り継ぐ「北方領土の語り部」の重要性を認識し、その役割を担うよう育成を図るため、講習会を行うとともに、「語り部」としての経験を積むため、地域住民等を対象に発表会を行う。

- ・開催地 黒部市、函館市
- ・開催時期 9月～12月
- ・対象支部 ① 黒部市開催・・・富山支部 ② 函館市開催・・・函館支部
- ・参加対象者 元島民、元島民後継者及び一般住民

### イ 語り部事業の実施

元島民が北方領土への望郷の思いや島での貴重な体験などを語り伝え、北方領土問題

や北方領土返還要求運動に対する国民意識の高揚を図るため、関係機関及び関係団体と連携し、「語り部」事業を道内・外で実施する。

- ・実施場所 道内 2ヶ所 道外 6ヶ所
- ・実施時期 6月～2月

#### ウ 語り部の派遣

派遣を希望する機関・団体等からの要請に応じ、各種研修会や大会等に「語り部」を派遣する。

### 3 元島民等の援護対策の推進

#### (1) 援護問題対策事業

##### ア 援護問題等専門委員会

北方領土問題に関連する諸問題の一つである元島民等の財産権不行使、在島残置財産等や独立行政法人北方領土問題対策協会（北対協）の融資制度、北方四島への自由訪問事業等について、必要に応じて国や北対協の助言を得ながら、幅広く協議研究し、必要な対応策等について提言を行う「援護問題等専門委員会」を開催する。

##### イ 援護対策相談事業

北方領土問題に関連する諸問題の一つである元島民等の戸籍、在島残置財産、北対協融資制度等の援護問題について、相談・助言を行う。

- ① 戸籍、在島残置財産相続に係る指導、助言  
元島民等の戸籍、在島残置財産である土地、建物の相続申出の手続き等に関し、指導や助言等を行う。
- ② 北対協融資制度の利用に関する相談、助言  
元居住者等に対する援護措置として設けられている北対協融資制度の利用に関し、相談や助言等を行う。
- ③ その他援護問題に関する指導、助言  
元島民等の援護対策の推進を図るため、役職員等が各支部を訪問のうえ、元居住者等に係る援護問題の現状等を把握するとともに、解決に向けての指導や助言等を行う。

#### (2) 北方四島自由訪問事業

##### ア 北方四島への自由訪問の実施

人道的見地、日露両国政府間の合意に基づき、元島民及びその家族が、故郷である北方四島へロシアのビザを取得することなく最大限に簡素化された手続で訪問する自由訪問事業を実施する。

区分	日 程	訪 問 地
第 1 回	5月15日(月)～18日(木)	国後島：ニキシロ・瀬石・東沸
第 2 回	6月 2日(金)～ 5日(月)	色丹島：斜古丹・クリル人墓地・アナマ・稲茂尻・チボイ
第 3 回	6月23日(金)～26日(月)	択捉島：ウエンバフコツ・内保
第 4 回	7月14日(金)～17日(月)	国後島：ブニ・オタトミ・古丹消・ハッチャス
第 5 回	8月 1日(火)～ 4日(金)	歯舞群島[水晶島]：茂尻消・秋味場・ボッキゼンベ
第 6 回	8月14日(月)～17日(木)	択捉島：グヤ・入里節・十五夜萌
第 7 回	9月 4日(月)～ 7日(木)	歯舞群島[多楽島]：ヒラリウス・フルベツ

(諸般の事情によって変更があり得る。)

## イ 島民組織代表者会議の開催

北方領土に居住していた元島民の立場から、自由訪問事業や北方領土問題の現状等について協議検討し、広く北方領土問題への理解と協力を得ることを推進するため、島民組織代表者会議を開催する。

- ・開催地 根室市
- ・開催時期 10月上～中旬
- ・参加者 北方四島各島の元島民組織の代表者及び連盟役職員

## (3) 北方領土墓参事業

人道的見地から北海道が主体となって実施している北方領土墓参について、北海道の委託事業として、団員の募集、選考、推薦業務を行うほか、当連盟単独事業として訪問墓地において慰霊・法要を実施する。

区分	日 程	訪 問 地
第 1 班	7月26日(水)～28日(金)	国後島：白糠泊・乳呑路
第 2 班	8月7日(月)～10日(木)	国後島：ラシコマンベツ・植内・植沖
第 3 班	8月30日(水)～9月1日(金)	歯舞群島[勇留島]：トコマ、[志発島]：西浦泊

(諸般の事情によって変更があり得る。)

## (4) 北方四島交流事業（ビザなし訪問）

北方領土問題の解決に向けた環境づくりのため、「北方四島交流北海道推進委員会」及び「独立行政法人北方領土問題対策協会」が実施する北方四島交流事業（訪問）に協力し、北方四島との交流を行う。

実施団体	区分	日 程	訪 問 地
北方四島交流北海道推進委員会 〔北海道内に居住する 元島民等を対象〕	第 1 回	5月19日(金)～22日(月)	国後島
	第 2 回	6月8日(木)～11日(日)	択捉島
	後継者	8月25日(金)～28日(月)	国後島・択捉島
北方領土問題対策協会 〔北海道以外に居住する 元島民等を対象〕	第 1 回	6月29日(木)～7月3日(月)	国後島・択捉島
	第 2 回	7月20日(木)～24日(月)	国後島・択捉島
	後継者	9月15日(金)～18日(月)	国後島

(諸般の事情によって変更があり得る。)

## 4 後継者の育成

### (1) 後継者活動の推進

北方領土返還要求運動の担い手となる元島民後継者の活動を促進し、後継者の育成を図ることを目的とする「後継者活動委員会」において、後継者事業全般について協議検討を行う。また、後継者の視点による啓発資料の作成及び後継者が自ら主体となって行う街頭啓発を実施する。さらに、北方領土返還要求全国大会や北方領土返還要求中央アピール行動等へ派遣し、啓発活動を行う。

#### ア 後継者活動委員会

- ・開催地 札幌市
- ・開催時期 5月28日(日)
- ・構成 元島民後継者20名（後継者活動委員）

## イ 後継者街頭啓発

- ・開催地 札幌市（地下歩行空間）
- ・開催時期 9月～3月

## ウ 後継者の派遣研修

- ・派遣先 東京都
- ・派遣時期 12月及び2月
- ・派遣者 元島民後継者

## (2) 後継者研修事業

### ア 後継者活動促進全国セミナー

今後の北方領土返還要求運動の担い手となる元島民後継者や若い世代の一般市民を対象に、北方領土問題への理解と認識を深めるためのセミナーを開催するとともに、元島民後継者との連携強化及び後継者活動の促進を図るため、意見交換会を行う。

- ・開催地 札幌市
- ・開催時期 10月14日（土）～ 15日（日）
- ・参加対象者 元島民後継者及び一般住民

### イ 後継者研修会

今後の北方領土返還要求運動の担い手となる元島民後継者が、北方領土問題や北方領土返還要求運動の推進等について、国（内閣府）の助言を得ながら協議・検討するとともに、研修の一環として北方領土返還要求運動の原点ともいえる署名活動を、さっぽろ雪まつり会場の北方領土署名コーナーで実施する。

- ・開催地 札幌市
- ・開催時期 2月11日（日）～ 12日（月）
- ・参加対象者 元島民後継者

### ウ 北方領土問題現地青年の集い

北方領土問題への認識を深めるため、北方領土隣接地域等において、元島民後継者が企画する「語り部」発表会や領土問題に関する講習会等の研修会を開催する。

- ・開催地 別海町
- ・開催時期 5月20日（土）
- ・参加対象者 元島民後継者及び一般住民

## (3) 後継者キャラバン事業

北方領土返還要求運動の有力な担い手である後継者が、道内外において北方領土問題の啓発と後継者組織の活性化を図るため、毎年各地を訪問し、当該自治体首長等へのアピール及び地域住民等への街頭啓発を実施する。

- ・派遣先 岩手県（検討中）
- ・派遣時期 未定
- ・派遣隊員 元島民後継者

## (4) 北方領土青少年洋上セミナー

青少年の北方領土問題への理解と意識の向上を図るため、洋上から北方領土の近さを学ぶ体験会及び「語り部」の講話等、元島民後継者が企画する学習会を開催する。

- ・開催地 羅臼町
- ・経路 羅臼港～国後島中間ライン～羅臼港

- ・開催時期 7月9日（日）又は23日（日）
- ・参加対象者 一般青少年及び元島民後継者

## 5 千島会館の運営

北方領土隣接地域における北方領土返還要求運動の拠点施設として、北方領土問題に関する啓発や研修、元島民等の援護対策や活動の場となる「千島会館」を運営する。

## 6 医療支援促進事業に係る企画競争への参加

外務省の「北方四島医療支援促進事業」の企画競争に参加し、採用された場合は、外務省との委託契約に基づいて事業を実施する。

## 7 組織基盤の強化

### (1) 北方領土返還要求運動推進功労者等の表彰

北方領土返還要求運動に尽力し、その功績が顕著である者等に対し、表彰や感謝状の贈呈を行う。

- ア 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）による表彰
- イ 千島連盟理事長による表彰

### (2) 会員加入の促進

連盟組織の維持向上を図るため、各支部及び「島民の会」との連携の下に未加入となっている元島民とその後継者に会員への加入を促進する。

### (3) 通常総会等の開催

業務の適切かつ円滑な運営を図るため、通常総会等を開催する。

会議名	開催期日	開催場所
通常総会	5月29日(月)	第二水産ビル（札幌市）
理事会	4月26日(水)	ホテル札幌ガーデンパレス（札幌市）
	5月29日(月)	第二水産ビル（札幌市）
	2月下旬	札幌市内
企画運営委員会	年3回程度	札幌市内

## 政府及び国会議員等への要請

### 1 北方領土の早期一括返還

要 望 項 目	内 容
北方領土の早期一括返還	元居住者の悲願である北方領土の早期一括返還を実現するため、国民世論の更なる結集と国際世論の喚起を図るとともに、日露両国間の信頼関係を強化し、領土問題の解決に向けて、今後さらに強力な外交交渉を進めること。

### 2 北方領土墓参・自由訪問事業等の充実と円滑な実施

要 望 項 目	内 容
(1) 北方領土墓参の充実	<p>墓参の機会の拡大をはじめ、毎年、希望する地域で実施できるようにするとともに、さきの調査（平成 10 年・平成 11 年）以降、正確な位置が不明な墓地が生じていること等を踏まえ、墓地の現地調査などを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 墓参事業の実施回数を増加すること</li> <li>・ 長年にわたり立入が制限されている墓地や、近年になって制限されている墓地を含め、すべての墓地（52 か所）を対象に、希望する地域で実施できるようにすること</li> <li>・ 墓地の正確な位置や移動ルートの確認などを行うため、現地調査を実施すること</li> <li>・ 消失・破損した標柱や墓石等について必要な修復等を行うとともに、墓地を適切に保全すること</li> <li>・ 移動ルートに海岸浸食や土砂崩れ等が生じている場合、必要な環境整備を行うこと</li> </ul>
(2) 自由訪問事業の充実	<p>高齢化に伴い、元居住者とその配偶者の参加が難しくなっていることや、後継者の配偶者等が北方領土に関する理解を深め、返還要求運動等の活動への参加を促進するため、対象者等の範囲を拡大すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、同行者とされている「元島民の子の配偶者、孫及び孫の配偶者」を自由訪問事業の対象者とする</li> <li>・ 「曾孫」についても、同行者に含めること</li> </ul>
(3) 北方領土墓参や自由訪問事業の円滑な実施、参加者の負担軽減	<p>現行の手續の改善をはじめ、訪問地の状況に応じて飛行機を活用することや、訪問地での自由な行動を確保するなど事業の円滑な実施を図るとともに、参加者の身体的な負担を軽減すること。</p> <p>〈北方四島への移動手段、移動ルート、出入域手續の改善〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空港から陸路で移動可能な目的地であるときの飛行機の利用や、空港がない地域等でのヘリコプターの利用を図ること</li> <li>・ 訪問地への移動ルートを短縮するため、訪問地に近い地点で出入域手續を実施すること</li> <li>・ 訪問地での滞在時間を確保するため、迂回が必要な船舶の航行ルートを短縮できるようにすること</li> </ul> <p>〈島への上陸、訪問地での自由な行動の確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通艇「えとぴりかⅡ」の航行の安全の確保や、島への確実な上陸に必要な機器・設備を整備すること</li> <li>・ 立入が制限されている墓地や元居住地等について、立入や散策など自由な行動を確保すること</li> </ul> <p>〈ゆとりのある日程、新たな訪問方法など〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元居住地での散策などに必要な滞在時間を増やすことができるよう、ゆとりのある日程を確保すること</li> <li>・ 元居住地が同じ者のグループや家族単位など、少人数での墓参や訪問が可能となる方法の導入を図ること</li> </ul>
(4) 北方四島との交流事業の推進	北方四島の住民との相互理解と友好を深め、北方領土問題解決の環境整備を進めるため、交流事業を適切に推進すること。

### 3 元居住者の権益の保護等

要 望 項 目	内 容
	北方領土における共同経済活動については、日本の法的立場を害さないことが必要であり、また、共同経済活動に関する国内での検討や日露両国間の協議においては、不動産の所有権や旧漁業権をはじめ元居住者の財産権を侵害することがないように、十分に配慮し、必要な措置を講ずること。
(1) 残置不動産の保護と今後の取扱い	共同経済活動の実施に当たっては、既に四島側の行政府や企業・個人等が占拠し、使用している土地等を含め、元居住者が所有する土地等の残置不動産の現況を把握するとともに、財産権の保護に必要な措置を明らかにするなど、今後の取扱いの基本的な方針等を明確にすること。
(2) 財産権の不行使に関する損失等への措置	北方領土に残してきた不動産は、長年にわたり所有権及び賃借権の権利を行使することができない状態にあることから、その損失等に対する必要な措置を早急に講ずること。
(3) 北方地域旧漁業権に対する補償	北方地域の旧漁業権に対する補償については、北方地域漁業権補償推進委員会が補償措置を要望しており、元居住者の多くが漁業者であること、また、高齢化が進行していることに鑑み、早急に補償措置を講ずること。
(4) 北方領土への外国企業進出等の防止について	北方領土への外国企業の進出及び漁獲操業は、日本の主権及び元居住者の財産権を侵害するおそれがあるので、このような事態の発生防止を図ること。

### 4 後継者の育成、活動への支援

要 望 項 目	内 容
	今後の活動の中核的役割を担うことが期待される後継者は、仕事を持ち、子供を育てる現役世代である者が多く、時間的・経済的な負担が大きい中、返還要求運動などに取り組んでいる。 このため、より多くの後継者が返還要求運動などに積極的に参加し、活動に取り組んでいくことを促進するため、後継者の育成に関する事業への支援の充実はもとより、北対協融資制度を充実すること。
(1) 後継者の育成、活性化への支援	地域における活動の中核となるリーダーの育成や、地域単位の後継者組織の活性化など、後継者間の連帯意識の醸成に関する取組への支援措置を充実すること。
(2) 後継者が取り組む活動への支援	後継者をはじめ広く青少年等を対象とする啓発活動など、後継者自らが企画し、参加する活動への支援措置を充実すること。
(3) 北対協融資制度の充実	同居等の子又は孫のうち一人に限る(子又は孫に融資資格者がいる場合は除く)とされている承継対象者について、元居住者の子又は孫の全ての者に承継が認められるよう、制度の改正、充実を図ること。